

しおかぜ

No.365 2024 11月号

- 令和7年度税制改正に関する提言 2~3
- 第137回税金よもやま話「入湯税ってなに?!」 4~5
- 事業報告 6~8
- 医療百話「リハビリテーションの重要性」 9
- 令和6年度下期分法人会費口座振替のお知らせ 9
- 第58回「知って得する？」社労士の独り言
「改正雇用保険法の概要について - その2 -」 10
- おじゃましました! 会員訪問
Vol.054 江ノ島タクシー株式会社さん 11



公益社団法人 藤沢法人会

表紙写真: 宮本英治氏
撮影地: 常立寺の穴地藏(藤沢市)

税制改正に関する提言

去る9月19日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

〈はじめに〉

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさらなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめぐっても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒も要する段階に入ったと考えるべきである。そうした中では日本経済の構造的な問題にも目を向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の危機を乗り越えるために大規模な財政出動が講じられた後、政府・与党の経済・財政運営が平時に向けて転換したとは言い難い。コロナ危機対応が終了しても、今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、どの段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば、国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

〈令和7年度税制改正スローガン〉

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!

〈税目別の具体的課題〉

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、中小企業にも対応可能なコーポレートガバナンスを高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 少額減価償却資産の見直し

少額の減価償却資産の損金算入制度について、複数の取得価額基準が混在している。税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から、全ての制度を統合し、全ての法人について取得価額50万円未満は全額損金算入できるように見直すこと。

(3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

(4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制については、令和6年度税制改正で「子育て両立支援・女性活躍支援」の上乗せ要件が新たに講じられるとともに、5年間の繰越控除が可能となった。しかし、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、賃上げ率の要件を緩和すること。



2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
なお、「退職所得控除」の見直しが検討されているが、老後の生活設計を妨げることに繋がるとともに、企業の人材確保や従業員の労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和4年は9.6%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ
経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和6年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも3年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
 - ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直すこと。
 - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直すこと。
 - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。
 - ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮する必要がある。
- (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (3) 電子申告の促進
国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。
- (4) 森林環境税の検証
本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証する必要がある。

税金よもやま話

第137回

東京地方税理士会 藤沢支部
相原洋二



入湯税ってなに?!

秋の行楽シーズンで日常の喧噪から離れ温泉で日頃の疲れを癒やされた方も多かったのではないのでしょうか。その際、『入湯税として150円のご負担をお願いしております』と説明は受けたものの、どうして負担するのかハッキリは分からず『あ、はい。分かりました』とお支払いされた方も多かったのではないのでしょうか。

この入湯税、地方税法で入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税で、その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるとされています。

課税団体	鉱泉浴場所在の市町村
課税客体	鉱泉浴場における入浴行為
税率	1人1日150円を標準とする
徴収方法	旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入
用途	環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興（観光施設の整備を含む）

入湯税がかかるのは鉱泉浴場です。市町村により違いはありますが天然鉱物由来の効能が表れる鉱泉水を使用していれば、人工温泉も入湯税の課税対象となり、温泉を外から運ぶ「運び湯」も課税対象です。

では、入湯税をより深掘りするために2つの質問をさせていただきます。

(引用：総務省HPより)

▶ 誰が入湯税を負担するのでしょうか？

入湯税は、鉱泉浴場での入湯行為（入浴）に対し課税されます。つまり、鉱泉浴場を利用する方（入湯客）が入湯税を負担するのです。通常、入湯客が温泉施設の入場料や宿泊料と一緒に、鉱泉浴場に支払うこととなります。

▶ 誰が入湯税を納税をするのでしょうか？

入湯税を負担するのは温泉施設ではなく、入浴客が負担することになっていましたね。実は納税義務者も入湯客ですが、実際には温泉に入った際に入湯税を鉱泉浴場に支払い、鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者として納税しています。

余談ですが入湯税は、入浴行為の対価として鉱泉浴場に対して支払っているわけではないので「入湯税」部分には、いわゆる消費税が課税されません。ゴルフ利用税も同様の理由です。

ここで、税金の種類分けとして①国税と地方税、②直接税と間接税、③普通税と目的税などがあります。

① まず、国税と地方税とは、税金を課す主体である課税主体により、国が課す国税と地方公共団体が課す地方税があります。入湯税は、市町村が課税しますので、地方税のうち市町村民税となります。

② 次に、直接税とは、納税者が国や地方公共団体に直接納めるもので、担税者（税金を負担する人）と納税義務者（税金を納める人）が一致します。例えば所得税・法人税・相続税・住民税などです。

・直接税；担税者＝納税者がみずから → 国・地方公共団体へ納税

一方で、間接税とは、担税者が直接税金を納めず、事業者などの納税義務者を通じて納める租税で、代表的なものに消費税・酒税などがあります。入湯税も入浴客が鉱泉浴場に支払い、浴場経営者が納税していますが、本来の納税義務者は入湯客で、浴場経営者は特別徴収義務者に過ぎませんが、間接税の仲間の一種として取り扱われていることが多い税金です。

・間接税；担税者が → 納税者へ支払って → 国・地方公共団体へ納税

③ 最後に、普通税とは、その収入の使い道を特定せず、一般経費に充てるために課される税を指します。一方で、目的税とは、特定の目的のために課される税であり、その使い道はあらかじめ定められています。入湯税は、用途が定められている法定目的税ですので、定められた目的以外の用途は認められません。

つまり入湯税は、市町村の環境衛生施設等の整備および観光の振興に必要な費用に充てる目的で、鉱泉浴場の入浴客に対して市町村が課税し浴場経営者が納税する地方税で間接税の一種なのです。

では、この入湯税。具体的に誰に課税するのか、税率はいくらにするのかは、各市町村の条例で定めますが、前掲のように総務省により『地方税法により入湯客1人1日について、150円を標準とするもの』と定められています。各市町村の財政事情により課税対象の入湯客の範囲や標準を超える税率、またはそれを下回る税率でも条例で定めることが出来ます。なお、標準を超えて税率を定める場合の上限となる税率である制限税率は入湯税では定められていませんので、税率をいくらに設定しても法律上は構いません。

そこで藤沢市を具体例に実際の条例等を確認してみましょう。

【納税義務者（税を負担する担税者のことです）】

鉱泉浴場における入浴客。ただし、次の1～3のいずれかに該当する入湯客は課税免除とする。

【入浴客の課税免除対象者】

- 1). 年齢12歳未満の者
- 2). 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- 3). 1,000円以下の入湯料金で入湯する者

【課税標準及び税率】 鉱泉入浴における入湯行為 入湯客1人1日につき、150円

【徴収方法】 浴場経営者（特別徴収納税義務者）が入湯客から入湯税を受取り、市へ申告納付

【期別及び納期限】 毎月 翌月15日

【用途】 令和6年度は観光振興費の財源

なお、藤沢市の特別徴収納税義務者は令和3年度、4年度ともに4人で、毎年約900万円の税収入があり、その用途は観光振興費の財源となっており、観光振興費の観光宣伝費として支出されています。観光宣伝費の過去3年間の支出は右上図の通りです。

(単位；円)

観光宣伝費の事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
誘客宣伝事業費	58,077,854	29,889,905	49,316,650
江の島マイアミビーチショー負担金	2,652,000	2,779,003	5,143,000
湘南江の島フェスティバル事業費	11,365,037	7,178,904	12,633,000
湘南藤沢フィルムコミッション事業費	22,750,671	27,324,413	18,450,399
市内宿泊型観光推進事業補助金	-	-	176,414,883
MaaS 基盤強化事業補助金	-	-	75,000,000
合計	94,845,562	67,172,225	336,957,932

観光宣伝費の全額を入湯税だけでカバーすることは出来ませんので、普通税などの他からの財源も充てられています。

また、主だった市町村の税率と課税免除規定を表にしますと、下記の通りです。

市町村名	藤沢市	平塚市	茅ヶ崎市	箱根町	熱海市	日光市	札幌市	神戸市	伊東市
税率 (1人/1日)	150円	80円	宿泊150円 日帰100円	宿泊150円 日帰50円	150円	宿泊150円 日帰50円	宿泊150円 日帰100円	宿泊150円 日帰75円	150円
課税免除	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)入湯料金が1,000円以下	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)入湯料金が1,500円以下 4)市長が特別の事情があると認める者	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)入湯料金が1,400円以下	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)修学旅行 4)疾病による長期療養者	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)利用料金が1,000円以下 4)修学旅行 5)常時の研修施設 6)保健指導所 7)老人ホーム 8)健康増進目的の公の施設	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)修学旅行	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)修学旅行 4)福祉施設	1)7歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)利用料金が1,200円未満 4)修学旅行 5)社会福祉施設	1)6歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)利用料金が1,000円以下 4)修学旅行

別府市	税額 (1人/1日)	
	短期滞在	長期滞在
宿泊料金又は飲食料金		
1,500円～ 2,000円	50円	25円
2,001円～ 4,500円	100円	50円
4,501円～ 6,000円	150円	75円
6,001円～ 50,000円	250円	125円
50,001円～	500円	250円
娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円	-
課税免除	1) 12歳未満の者 2) 共同浴場・一般公衆浴場 3) 修学旅行 4) 市長が特に必要があると認めた者	

左記(別府市)のように利用料金に応じて税率が高くなり標準税率の150円よりも高くなる超過累進課税を採用している市町村もあります。

スペースの関係で簡略化、比較のため一部を抜粋・変換していますが、1)年齢、2)共同・一般公衆浴場、3)利用料金1,000円以下などで課税免除規定を設けている市町村が多く、その他、

修学旅行や湯治など地域色が反映されているようです。なお、近隣、平塚市と茅ヶ崎市は条例で入湯税について定めていますが、納税額は0円です。また、今回、私の調べた範囲で課税されている税率が一番低いのが広島県世羅町の20円で、別府市の500円が最高税率でした。

さて、日本全国へ視点を移しますと入湯税収入と入湯客数は右記のようになります。

●入湯税収入ランキング(単位；千円)

(引用；箱根町HPより)

	平成30年度		令和元年		令和2年度		令和3年度	
	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入
1	箱根町	683,722	箱根町	620,737	箱根町	378,969	箱根町	408,310
2	熱海市	439,575	別府市	465,010	熱海市	223,670	別府市	259,394
3	札幌市	408,322	熱海市	464,746	別府市	223,249	熱海市	243,438
4	日光市	384,695	札幌市	387,698	伊東市	190,574	伊東市	218,140
5	伊東市	353,199	日光市	366,820	日光市	178,311	日光市	198,881

箱根町が突出した税収入をあげており昭和62年に降40年弱にわたり1位を継続しています。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で平時の6割程度まで減少していますが、例年7億円前後で推移しています。また、別府市は入湯客数においてはランク外ですが、令和元年より超過課税を実施していて、入湯税収入が上昇しています。

●入湯客数ランキング(単位；人)

(引用；箱根町HPより)

	平成30年度		令和元年		令和2年度		令和3年度	
	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数
1	箱根町	5,444,757	箱根町	4,945,980	箱根町	3,043,144	箱根町	3,334,861
2	札幌市	3,187,655	熱海市	3,078,991	熱海市	1,509,746	熱海市	1,632,115
3	熱海市	2,936,007	札幌市	3,039,340	札幌市	1,378,243	札幌市	1,592,707
4	日光市	2,758,113	日光市	2,628,751	神戸市	1,302,594	神戸市	1,492,566
5	伊東市	2,321,791	浜松市	2,477,510	日光市	1,296,422	伊東市	1,480,467

調べ出すと切りがありませんが、似たような税金に『宿泊税』もあります。この機会に身のまわりの税金にご興味をお持ちいただければ幸いです。

租税教室

9/2日 茅ヶ崎市立浜須賀小学校

6年生4クラス134名

青年部会と女性部会では藤沢税務署管内の小学校を対象に租税教室を開催しています。
今回は茅ヶ崎市内の小学校で、税金の使われ方等、税についての授業を行いました。



法人会の事業

8/20火

参加人数21名

藤沢北東支部ボウリング大会 (湘南とうきゅうボウル)



藤沢北東支部のボウリング大会が開催されました。

- 1位 神崎勝年氏 (株水村工務店)
- 2位 神谷忠男氏 (賛助会員)
- 3位 淵脇虹太氏 (有クリーンパーツ)

8/21水

参加人数30名

寒川支部ボウリング大会 (寒川セントラルボウル)



寒川支部のボウリング大会が開催されました。競技結果を基にグループ分けを行いそれぞれ表彰しました。

〈男性〉Aグループ

- 1位 公文昇氏 (株西湘土木)
- 2位 長野純二氏 (三洋興産(有))
- 3位 青笹善治氏 (賛助会員)

〈男性〉Bグループ

- 1位 宗田光夫氏 (株サンエーサンクス)
- 2位 片岡保人氏 (株サンエーサンクス)
- 3位 関口三男氏 (関口農園)

〈女性〉Aグループ

- 1位 新倉順子氏 (株西湘土木)
- 2位 星野暁子氏 (株西湘土木)
- 3位 山田由紀子氏 (神奈川物産(株))

〈女性〉Bグループ

- 1位 鈴野幸代氏 (株湘南ユニテック)
- 2位 梅津京子氏 (株土喜土喜キッチン)
- 3位 小菅典子氏 (株土喜土喜キッチン)

8/24土

参加人数41名

藤沢南支部バーベキュー大会 (Ao×Shiro)



藤沢南支部のバーベキュー大会が、片瀬海岸西浜にある海の家『Ao×Shiro』で開催されました。

8/25日

参加人数89名

藤沢西支部バーベキュー大会 (Ao×Shiro)



藤沢西支部のバーベキュー大会が、片瀬海岸西浜にある海の家『Ao×Shiro』で開催されました。

9/5木

参加人数79名

合同役員会&会員懇談会(湘南鎌倉クリスタルホテル)



9月1日より始まった会員増強月間。それらに関する合同役員会と法人会のメリットの1つでもある異業種交流会が、湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。
7月に着任された丸山宏・藤沢税務署長をはじめ、税務署幹部の方々にご臨席いただきました。
会員懇談会では企業紹介ブースを設置し、自社PRや新入会員の方々の自己紹介など盛大に行われました。

9/18(水) 参加人数18名

寒川支部研修バス旅行



「豊かで広大な大自然“清泉寮”大絶景“清里テラス”甲斐駒ヶ岳の麓“サントリー白州蒸留所”」

9/19(木) 参加人数30名

第11回藤法レディースアカデミー開講式 (藤沢法人会館)



第11回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された丸山宏・藤沢税務署長をはじめ、垂野幸二・法人担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。丸山署長の講話では、“税務行政のトピックス2024”と題し、自身の税務行政への携わりや「税金」の推移についてお話しいただきました。なかでも藤沢税務署管内の人口は全国524税務署中、5番目に多いことを知り大変驚きました。講話の最後には税金クイズを行い、とても有意義な講話でした。

9/20(金) 参加人数23名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



青年部会では毎年、海岸清掃のボランティア活動をしています。

9/21(土)

第49回藤沢市民まつり (JR藤沢駅コンコース内)



藤沢市が主催する藤沢市民まつりに参加し、一般来場者へ税に関するパンフレット等を配布しました。

10/3木

参加人数4名

第40回法人会全国大会
「鹿児島大会」



第40回法人会全国大会が鹿児島県「城山ホテル鹿児島」で開催されました。

10/4金

参加人数27名

藤沢西支部会員研修会(+Guard)



司法書士芳村事務所代表の芳村健氏をお招きし、「経営者なら知っておきたい相続・遺言・不動産登記の基礎知識」と題し、研修を行いました。また、研修会后、同会場で交流会を開催しました。

10/5土

参加人数38名

茅ヶ崎三支部合同BBQ大会
(SunnyTable)



茅ヶ崎南、茅ヶ崎北東、茅ヶ崎北西支部の三支部合同のBBQ大会をラスカ茅ヶ崎屋上パーベキューテラスSunnyTable(サニーテーブル)で開催しました。

10/8火

参加人数13名

寒川支部ゴルフ大会
(清川カントリークラブ)



寒川支部のゴルフ大会が開催されました。

- 1位 椎谷敏行氏 〈株椎谷建設〉
- 2位 島村盛昌氏 〈株グランドライン-マルシゲ〉
- 3位 金子一茂氏 〈株金子建材土木〉

10/12土

参加人数37名

藤沢北支部研修バス旅行



「江戸前海苔工場とはちみつ工房見学、絶景“鋸山ロープウェイ”」



会員増強月間(9月~12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆贈呈は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

支部・地区の特典

- 支部 6件の達成で・30,000円
- 地区 1件あたり ・5,000円
- 支部目標達成 ・30,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。
- ☆各支部目標については事務局に確認願います。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
リハビリテーション室 室長 渡邊 宏樹



リハビリテーションは疾病による機能障害の克服や改善を支援します。適切なリハビリテーションプログラムによって日常生活での自立(機能回復と自立支援)を取り戻すことができ、身体的な機能の向上だけでなく心理的な側面や社会的な繋がり(生活の質)も向上します。また、リハビリテーションは健康管理の一環としても位置付けられています。定期的なリハビリテーションを受けることで、健康を維持し疾病や障害の進行を遅らせることも期待されます。健康管理の欠如や予防意識の低さは要支援・要介護の原因に繋がります。自らの健康や生活の質を向上させるためにもリハビリテーションを積極的に活用してください。身近な医療機関や専門家のサポートを受けながら健康な生活を実現しましょう。

「リハビリテーションの重要性」

● 健康管理と予防意識のサポートについて ●

「ロコモティブシンドローム」って聞いたことがありますか？

ロコモティブシンドロームとは、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」機能が低下している状態を表す言葉です。進行すると日常生活にも支障が生じ、要支援・要介護となるリスクも高くなります。

- ① 体を動かすために必要な筋力・神経に障害がでること。
- ② 関節が動いたり曲げたりするときにクッションとしての役目をする関節軟骨や椎間板に障害が出てしまうこと。
- ③ 体を支える支柱部分である骨に障害が出てしまうこと。



ロコモチェック

- 片脚立ちで靴下がはけない
- 家の中でつまずいたり滑ったりする
- 階段を上がるのに手すりが必要
- 家のやや重い仕事が困難(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)
- 2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難(1ℓの牛乳パック2個程度)
- 15分くらい続けて歩くことができない
- 横断歩道がわたりきれない

1つでも
当てはまったら
要注意!!

それではロコモティブシンドロームにならないためにはどうしたらいいのか…。それは適度な運動とバランスの良い食事です。日常的な運動や筋力トレーニングを行い運動器官の機能を維持・向上させましょう。また、食事はカルシウムやビタミンDを含む食事を心掛けて摂取し骨の健康を保ちましょう。

令和6年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

□ 座振替契約の皆さまへ

令和6年度下期分(令和6年10月1日～令和7年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■ 引落日: 令和6年11月15日(金)

□ 座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444



改正雇用保険法の概要について — その2 —

今回は10月1日から施行された「教育訓練給付金」の概要について見ていきます。
教育訓練給付金は、厚生労働大臣が指定する教育訓練を終了した方に教育訓練経費（以下「受講費」という。）の20%～50%（上限あり）が、原則として訓練修了後に支給されます。特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金には資格取得等又は賃金上昇で10%～20%の追加給付があります。なお、受講費にはキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティング費用も含まれます。詳しくは下記参考資料をご覧ください。

1. 各教育訓練給付の概要は次のとおりです。

①一般教育訓練

目的：雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象。
受講費用の20%（上限10万円、下限4千円超）が訓練修了後に支給。

②特定一般教育訓練

目的：特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象。
受講費用の40%（上限20万円）が訓練修了後に支給。
資格取得等で、受講経費の10%（年間上限5万円）を追加支給。

③専門実践教育訓練

目的：特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象。
受講費用の50%（年間上限40万円）が訓練受講中6か月ごとに支給。
資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）を追加支給。
訓練修了後賃金が5%以上上昇で、受講費の10%（年間上限8万円）を追加支給。

2. 教育訓練給付金に係る支給の対象となる方は、次の全ての要件を満たしている方です。

- ①雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病等の理由で教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方。
 - ②受講開始日前の雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回は1年又は2年以上）の方。
 - ③前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方。
- ※**特定一般教育訓練**は、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成しハローワークで受給資格確認を行うことが必要。
※**専門実践教育訓練**は、講座の受講開始1か月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成しハローワークで受給資格確認を行うことが必要。

3. 教育訓練の種類及び対象講座の例の一覧表。

教育訓練の種類	対象講座の例
<p>一般教育訓練</p> <p>受講費用の20% 上限10万円下限4千円超</p>	<p>資格の取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型自動車、建設機械運転、税理士、社会保険労務士、TOEIC、CAD利用技術者試験、簿記検定、宅地建物取引士等 <p>大学院などの課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士、博士の学位などの取得を目標とする課程
<p>特定一般教育訓練</p> <p>最大で受講費用の50% (本体給付40%+資格取得等10%) 年間上限20万円 資格取得等： 年間上限5万円</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修等 ・大型自動車第一種、第二種免許等 <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 <p>大学等、専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） ・短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<p>専門実践教育訓練</p> <p>最大で受講費用の80% (本体給付50%+資格取得等20%+賃金上昇10%) 年間上限40万円 資格取得等： 年間上限16万円 賃金上昇5%： 年間上限8万円</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師等 <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 <p>大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院等） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）等 <p>専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）

出典：厚生労働省ホームページ（一部筆者により編集、加筆修正をしています。）

<参考資料>

一般教育訓練給付金の御案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066320.pdf>

特定一般教育訓練給付制度のご案内及び専門実践教育訓練給付制度のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html

講座は教育訓練講座検索システムで検索できます

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



おじゃましました♪ 会員訪問

vol.054 湘南海岸に本社を構える「江ノ島タクシー」さん



▲セドリック、クラウン、セレナ、ジャパンタクシーなど、さまざまな車種が揃います。



▲39名乗車可能な中型バス。「社員旅行など旅の思い出にご活用ください」。



▲9名まで乗車できるジャンボタクシー。「オリジナルの観光プランなどお気軽にご相談ください」

送迎や観光に!! お客様のさまざまな要望に対応しております♪

設立は昭和27年(1952年)4月29日。湘南海岸に本社を置き、70年以上もの長い間、地域住民や観光客の足となり、多くの方に支持され続けている「江ノ島タクシー株式会社」。

「軍の通信隊員だった父が創業しました。自動車そのものがまだ少ない時代に、関東の業界ではいち早く無線システムを取り入れ、合理的な配車システムを可能にしました」と、現代表の飯森均さん。いまや、どこにいても、タクシーが指定場所に駆けつけてくれる時代となりましたが、それは、進化し続ける無線通信システムの働きによるもの。無線はさらに進化を遂げ、災害時に強いMCA無線やAVM(車両動態表示装置)を導入することで、車両の位置を的確に把握し、迅速に対応できるようになりました。

神奈川県タクシー協会・神奈川県バス協会に所属し、タクシー(ワゴンタイプやユニバーサルデザインなども含む)・ハイヤー・ジャンボタクシー・福祉タクシー・マイクロバス・観光バスなど、幅広い車両を取

り揃えている「江ノ島タクシー」さん。現在、タクシー50台、バス13台を保有し、お客様のご要望に合わせて丁寧に対応しています。

「お客さまを目的地に安全にお送りすることを信条とし、運転技術の向上や接客面での乗務員教育に力を入れております」。ご自宅や駅、空港などの送迎、病院や施設への送迎、転入院時の移動だけでなく、妊婦さんの心強い味方「陣痛タクシー」や忘年会シーズンに欠かせない安心安全の「代行タクシー」など、福祉やサービスプランも充実しています。

配車だけでなく、駐車場管理、板金・整備工場の他、旅行業(ツーリズム)と、多角的に運営しており、旅行業では、タクシーや貸し切りバスによる観光地巡りをはじめ、みなとみらいの工場夜景クルーズなど魅力的なツアープランも提供しています。WEBからの予約も可能です。「オーダーメイドの観光プランについても対応しておりますので、お気軽にお問合せください」。

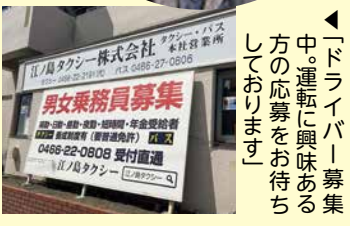


これからも安全第一に上質なサービスを提供し続けます!!



江ノ島タクシー株式会社

神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目10番14号
 《タクシー》0120-07-1874、0466-22-2191
 《バス》0466-27-0806
 《ジャンボタクシー》0466-22-0808、0466-27-0806
 《事務所・福祉タクシー》0466-22-0808、FAX:0466-24-4050
 《旅行事業部:江ノ島トラベル》0120-07-1874、0466-22-2191
 MAIL:info@rec-travel.com FAX:045-323-4477



「ドライバー募集」中。運転に興味ある方の応募をお待ちしております。





湘南藤沢にある 地域に根ざした 法律事務所 司法書士事務所



法律事務所 サービス

取り扱い分野

01 一般民事事件

離婚・養育費・財産分与、相続、遺産分割協議、遺言、遺留分請求、不動産売買・賃貸等幅広い分野の経験が豊富です。

02 企業法務

契約書・就業規則等の作成／レビュー
交渉・訴訟対応等の中小企業～上場企業
まで様々な規模・業種に対応

顧問契約

01 顧問先について

- 法人として30を超えるお客様と顧問契約を締結
- 中小企業・上場企業、個人事業主、スタートアップの企業を問わず総合的な法務支援が可能

02 分野について

弊所では、予防法務に注力しております。

企業が法的な紛争を避けるため、あるいは法的な紛争が発生しても速やかに解決できるように、法文書の作成や社内規定の整備、法的リスクに関する助言を行っております。

- 契約書作成／レビュー
- 企業取引における法的リスクに関する助言
- 株主総会対応
- 労働問題への対応
- 債権回収
- M&A／法的デューデリジェンス

司法書士事務所 サービス

- 不動産登記
- 商業登記
- 相続手続き
- 遺産承継
- 相続対策支援
- 家族信託
- 成年後見
- 動産譲渡登記
- 債権譲渡登記
- 企業法務
- 各種相談会
- セミナー

お問い合わせ先

弁護士法人KTG 湘南藤沢法律事務所

☎ 0466-53-9710



司法書士法人KTG 湘南藤沢司法書士事務所

☎ 0466-53-9729



住所 神奈川県藤沢市鶴沼石上1丁目5番4号 ISM藤沢4階 営業時間 平日：9時30分～19時（定休日：土日祝）



第365号

発行／公益社団法人 藤沢法人会
〒251-0052 藤沢市藤沢 86 番地
https://www.fujisawahojinkai.or.jp

編集／広報委員会
☎0466 (22)6444 (25)2209 ㊚(24)2100
E-mail:dai@fujisawahojinkai.or.jp